(別添)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　青森県６次産業化アドバイザー（以下「アドバイザー」とする。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、６次産業化アドバイザー委嘱（以下「委嘱」という。）による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　アドバイザーは、この委嘱による業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせてはならない。

（取得の制限）

第３　アドバイザーは、この委嘱による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第４　アドバイザーは、この委嘱による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用の禁止）

第５　アドバイザーは、青森県（以下「県」という。）の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に利用してはならない。

（再委託の禁止）

第６　アドバイザーは、この委嘱による業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、県の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第７　アドバイザーは、この委嘱による業務を実施するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（電磁式記録を含む。）は、事務完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第８　アドバイザーは、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

（個人情報保護条例の適用）

第９　県が実施機関として適用を受ける青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、アドバイザーには、県から委嘱を受けた個人情報取扱事務に従事する者として同条例が適用され、この委嘱による業務に係る個人情報の取扱いに関する義務に違反した場合には、同条例の規定により罰則が科せられる場合がある。